

議長(高橋千春)四番

四番(大沼秀延)去る千三日にすでに職組との話し合いがつかってプリントも出たが、
ですが総務委員長が知すへにかざりか、総務委員会からいす談会
で決定されたい場合などのようにつきをこうとしていふのか、お聞きしたいと
思います。

主席(大久保一郎)議長

議長(高橋千春)土番

土番(大久保一郎)二十五日に決定していただくとお聞きしますが、素直に申し上げま
して目録体のあり方としても当然陳情書や請願にしても本委員会では決
定しさらに議会の決定をすべきではないものではないこと、お決まりの通り
にづかいます。事実に理事者が推薦した二ことについて、私どもから推薦し
ていただいておりますが、お職員との問題を解決という二ことならぬ本委員会とし
て、お決まりの基本的な点からいけば、お決まりの点もあり、お決まり
てお決まりの点を善意で行ったという解釈の基に、お決まりのもので、お決まり
お決まりの点と意思をします。

議長(高橋千春)二れに質疑を終結いたします。

議長(高橋千春)お決まりいたします。陳情第三号は、委員長報告の通り決する
に御異議ありませんか。

(異議なしと認める者あり)

議長(高橋千春)御異議なしと認めます。よって陳情第三号は、委員長報告の
通りお決まりいたします。

議長(高橋千春)お決まりいたします。日程第十六、夏期多当に決する陳情
書、陳情第三号並に日程第十七、失対事業に関する陳情書、陳情第四号
についてお決まりしておりますので、お決まり、お決まり、お決まり、お決まり、お決まり、
御異議ありませんか。

(異議なしと認める者あり)

議長(新橋千春) 御異議なしと認めます。よる陳情第三号並に四号について
付議議題とするに決定いたしました。

議長(新橋千春) 日程第十六夏期多当に關する陳情書、陳情第三号並に日程
第十七夏期事業に關する陳情書、陳情第四号を議題に依します。

本件はいつて建設委員会に審査を付託してありますので委員長か
ら報告願います。

九番(中西茂) 議長

議長(新橋千春) 九番

九番(中西茂) 御指名がなりましたので審査報告をさしていただきます。おま
もに付報告書付付のと思えますが、この点について付議を願う
三と存じます。繰の功の人の仲と矢野関係の陳情書ですが矢野について
付議項目にわたる要求がなされ慎重審議をいたしたわけをございま
すが、まだ隣接町村との関係について、理事者側も具体的な策がな

というところでありますので、御承認をしたいと思います。委員会に付託さ
れたのが昭和十九年六月十日、委員会開催日付六月十五日午後九時より
開始、陳情第四号付夏期多当の他に数項目の要望がございます。夏期
多当につきましては隣接町村との関係、矢野関係と理事者も相談し、矢
野矢野関係の見通しが五区にわたるという点を考慮して審議したの
をございます。結論として付、本件付正副議長、建設正副委員長に意
見、理事者と協議するといふことになったわけをございます。当初予算
に於いて矢野関係は、率方を計上してあります。大体予算内を執行し
たい方々で、最もの場合、五区程度予算の範囲を願うといふこと
を正副議長、正副委員長のお考えのなによりにやさいたいとい
うのが委員の意向をございます。夏期多当以外の仲は、主に監督
者、執行者あるいは労働者の部下にあり慎重審議を、結果執行面では
障が多く、理事者に付して委員会を付趣きを尊重し、努力を矢野関係

と話し合ひ要知されんことを望んでのやうでございますが、本義会に於いて
も慎重審議願ひ即ち承認したいと思ひます。

議長(高橋千寿)ニハナリ本員長報告に對する質疑を行ひます。

一五番(塩野鉄之助)議長

議長(高橋千寿)一五番

一五番(塩野鉄之助)陳情書の中に支給日を「月末」でにとりたて所、事務所に
おたずねしても子供のことを考へての要望かと存じますので、お渡ししてもよろ
うでしょうかを聞いていたにござんと思ひます。

一六番(中西茂蔵)議長

議長(高橋千寿)一六番

一六番(中西茂蔵)お渡しのご志でございますが、一日も早く解決し、理事等に功い
て中隣村等との関係もあり、速やかにお支給方法を考へておりましたので、
お渡しの件についてお話ししておりました。

議長(高橋千寿)これにて質疑を終結いたします。

議長(高橋千寿)お中よりいたします。陳情第三号並に陳情第四号、本員長
報告の通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと申す者あり)

議長(高橋千寿)御異議なしと認めます。よき陳情第三号並に陳情第四号は
本員長報告の通り決定いたしました。

議長(高橋千寿)二三で暫時休憩いたします。午後一時から開会いたします。

休憩 午後一時五十分

開議 午後一時四十分

議長(高橋千寿)休憩中に「つ」読まへん議案を申し上げます。日程第十八、福生所の「牧職
員」の給与に關する条例の一部を改正する条例案について、議案第十四号を議題
にいたします。事務局として議案の朗読をいたします。

一議案事務局(野崎 薫)朗読

議長(高橋千寿) 理事長から提案理由の説明を求めます。

一 助役(森田幸治) 議案第1号(町長)について説明申し上げます。本件の提案理由は夏
の期末手当の支給範囲を定めていただく合せて余支内容の整備と勤勉支
当の範囲を定めていただくこととするものであります。職組からの陳情に對して
町村長会及び議長会においても期末手当の支給範囲が次のとおりでござ
います。町に於いても条例は規定しようとするものでございます。第1条の3項中、
百分の百十を百分の百九十五に改め支給分について百分の三十に改め、合
せて百分の三十五とするわけでございます。いわゆるプラスとして、平内あります
が予算の財源は当初予算は定めていたに、期末手当の目について今の条例は
百分の三十五というところで、これを夏と暮を合しても予算内で賄えるので予算上
は支障ありません。又勤勉手当の支給について中適当に議会に補正を行いたい
と考えておりますので、よろしく御審議願いたいと思っております。内容については
担当課長から説明いたします。

一 総務課長(岡井喜代次) 説明

一 議長(高橋千寿) これより質疑を行います。

一 六番(神野藤操) 議長

一 議長(高橋千寿) 六番

一 六番(神野藤操) 第1条の第三項の百分の三十に改めるとござりますが、先程期
末手当の問題は百分の三十五とござりますが、平内は条例と違つて
所収の方が違つて思いますが、この見解はどうござりますが、尋ねたい
と思ひます。

一 総務課長(岡井喜代次) 既にいまの御質問でございますが、けれども勤勉手当百

分の三十、期末手当百分の百九十五と合せて百分の三十五とござり、現行条例は
百分の三十五とござり、当初予算は百分の三十五とござり、平内をどう
いうふうにするかというござりますが、条例で規定することとござるか
、平内と平内の差、二〇五を減額したより、平内にした方が支出は多

いのでございしますが、やはり本例で率として自分の三百三十五とし、プラスで規定
で多きさんがその内が支給されるわけをございします。

一審(神野藤操)議長

議長(高橋千寿)一審

一審(神野藤操)司理して司理がはいしますが一般職員の期末手当に付し、二百三十五
×その内より配分率を本委員会に付託したので付付したいと思います。

総務課長(貫井喜八次)職組からの要求は二百三十五×その内より決定が二百三十五×プラ
ス×その内という事でございします。その二百三十五の問題が出てくるが本委員会に
いりて部長からプラスで下に厚くしたのでということも申し上げ、二百三十五という数字が
出たわけは野村会に付いてもこの線をくささないというところから二百三十五×その内
のわけは二百三十五×その内より線でほとんど大差付なく部長からの意見でござ
います。

一審(神野藤操)勤労手当自分の手のうちの配分率をどうするということもよくても良

く、条例で規定し、その範囲内で二百三十五×その内よりプラス×その内を出すからそれで
結構だと思ひます。

一助役(森田幸造)職員組合も二百三十五の×その内という事で、それとも二百三十五のわくの中
いりて多き結し、大体二%位超過するわけだからかと考えます。

一議長(高橋千寿)これにて質疑を終結いたします。

一議長(高橋千寿)わかりましたします。議案第百四号付東京通より決するに異
議ありませんか。

(異議なしと答ふる者あり)

一議長(高橋千寿)附議議決しと認めます。よって議案第百四号付東京通より決
いはしおした。

一審(神野藤操)議長

議長(高橋千寿)一審

一審(神野藤操)二百三十五野村会決議へます。

議長(高橋千寿) 既に午後休憩の旨が申し述べたが休憩するに御異議ありませんか。

(異議なしと答ふる者あり)

議長(高橋千寿) 御異議なしと認め暫時休憩いたします。

休憩 午後一時四十分

開議 午後二時十五分

議長(高橋千寿) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(高橋千寿) 日程第十八議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について議案第百五号を議題に供します。事務局を以て議案の朗読をいたします。

議会事務局(野崎 薫) 朗読

議長(高橋千寿) 理事等から提案理由の説明を求めます。

助役(森田 幸造) 議案第百五号について御説明申し上げます。第五案

の二項中百分の二百を百分の二百三十と改めるが二の二百三十を二百五に
とし替へていただく本日御可決いただきますと好みます。

議長(高橋千寿) 二の五より質疑を行います。

(異議なしと答ふる者あり)

議長(高橋千寿) 二の六に質疑を終結いたします。

議長(高橋千寿) 五の六からいたします。議案第百五号は原案通り決するに御異議

ありませんか。

(異議なしと答ふる者あり)

議長(高橋千寿) 御異議なしと認めます。よって議案第百五号は原案通り可決いた
しました。

議長(高橋千寿) 日程第二十福生町固定資産評価審査委員会委員選任問題について
議案第百六号を議題に供します。事務局を以て議案の朗読をいたします。

議會事務局 野崎 薰 朗統

議長高橋平君 理事者尤之提案理由を説明を求めず。

一助役（森田幸造）議案第六十八号について説明申し上げます。町の固定資産評価
 審査委員会は委員が八月十九日をもつて任期が満了し再選といたうことになり
 ますが、熊川の斎藤菊蔵氏を選任し議会の同意を祈願いたします。次第で二
 さいます。よろしく祈願いたします。

議長(高橋千寿)二水より質疑を行はす。

異議なしとす。有。あり

我高橋平舟二水に於て終焉にす。

一議長(高橋平春)おかりいたします。三に、本議題とさせていただきます。議長第ニ

累戦なしと考ふる者あり

議長高橋千春閣下誠心と懇めす。よそ議案第1大号付示に同意する事。

ト大分はじました。

議長(高橋千寿) 功かりにします。日程第三土町道路線の認定について主には日程第三土町道路線の変更について中野建設委員会を設けますので、以上日程審議願へにいたしますが、二承に御異議ありませんか。

異議なしと
思ふ者あり

一裁長官の権限を認め、御要請のしと認めます。小の権限を認めることは決定したものと見做す。決定したものと見做す。

議長(高橋) 日程第三土曜道路線の認定について議案第七十五号並に日程第三土曜道路線の変更について議案第七十六号を議題に供します。事務局を以て議案八朗読をいいます。

議會事務局 鄧崎蕙 朗詠

議長高橋平君 理事者から提案理由の説明を求めます。

一部は森田幸造議員第五号及び十八号に於て附議申上り未了、
ハオホモ熊川地区内の路線を新仁に野備として認定し、一部野備変更を所

願います。わたくしは、ありまして、お集りも、採決の上、関係委員会に付託願ひ、継続審査として、いまだに付託中、二つだと思ひます。詳細については、担当課長から説明いたします。

土木課長(橋俣清吉)説明

議長(高橋千寿)これより質疑を行います。

(異議なしとさぶるあり)

議長(高橋千寿)これにて質疑を終結いたします。

議長(高橋千寿)おわかりいたします。議案第17号並に18号、建設委員会に付託し、詳細な審議を願うことにいたします。ありがとうございます。これに附異議ありませんか。

(異議なしとさぶるあり)

議長(高橋千寿)附異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、本件は、ついでに、中前会中の継続審査に付したいと思ひますが、これに附異議ありませんか。

(異議なしとさぶるあり)

議長(高橋千寿)附異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議長(高橋千寿)おわかりいたします。いまだに、爆音防止に関する諸願望が提出されてまいりました。この際、これを日程に加へし先議したいと思ひますが、これに附異議ありませんか。

(異議なしとさぶるあり)

議長(高橋千寿)附異議なしと認めます。よって、この際、諸願望も含め、日程に加へし先議することに決定いたしました。

議長(高橋千寿)追加日程第一、爆音防止に関する諸願望、諸願望(号)を議題に供します。事務局として、諸願望の朗読をいたします。

議事事務局(野崎薫)朗読

議長(高橋千寿)総て議員が、諸願望より本趣旨の説明を求めます。

番(加藤有)議長



議長(高橋千春) 審

審(加藤有) 四村名をいじりましたので紹介議員を代表し諸願第1号について申し上げます。本件について非常に福生町のけでなく隣接町村も新井町上も賑わいものごとがいます。議会としても昨年の夏に全協を閉じた二の四題と取組む慎重に検討して参ったことで去年八月二十五日に全協に於いて慎重審議した結果六項目の要望が各ものも国庫官庁に提出し、議会として一昨保留という態度をとるべきに決めたことがいまして本日提出された諸願第1号多少趣旨も相違してある点もありますが町会の総会に於いて作成された現況にいたして夜いづれ趣旨もあり土の点より諸願第1号と話し合ひの上で署名議員がたためたであります。富貴見の町会のためなく基礎固めの町民福祉の上で賢明なる皆様方の御努力により担当委員会に付託して参るに希望に記されように特にお願い申し上げます。

議長(高橋千春) 二ホより紹介議員に対する質疑を行います。

異議なしと仰る者あり

議長(高橋千春) 二ホにて質疑を終了いたします。

議長(高橋千春) 四ホからいたします。本件については総務委員会に付託し詳細な審議を願うことにいたしましたと思っておりますが二ホに即異議ありませんか。

異議なしと仰る者あり

議長(高橋千春) 四ホ異議なしと認めさより決定いたしました。が本件については町会中の継続審査に付したいと思っておりますが二ホに即異議ありませんか。

異議なしと仰る者あり

議長(高橋千春) 四ホ異議なしと認めさより決定いたしました。

議長(高橋千春) 三ホで暫時休憩いたします。

休憩 午後二時三十分

開議 午後二時五十分

議長(高橋千春) 休憩中に引当議案を会議を閉じます。

